

農山漁村再生可能エネルギー法について

令和7年6月

農林水産省
大臣官房環境バイオマス政策課

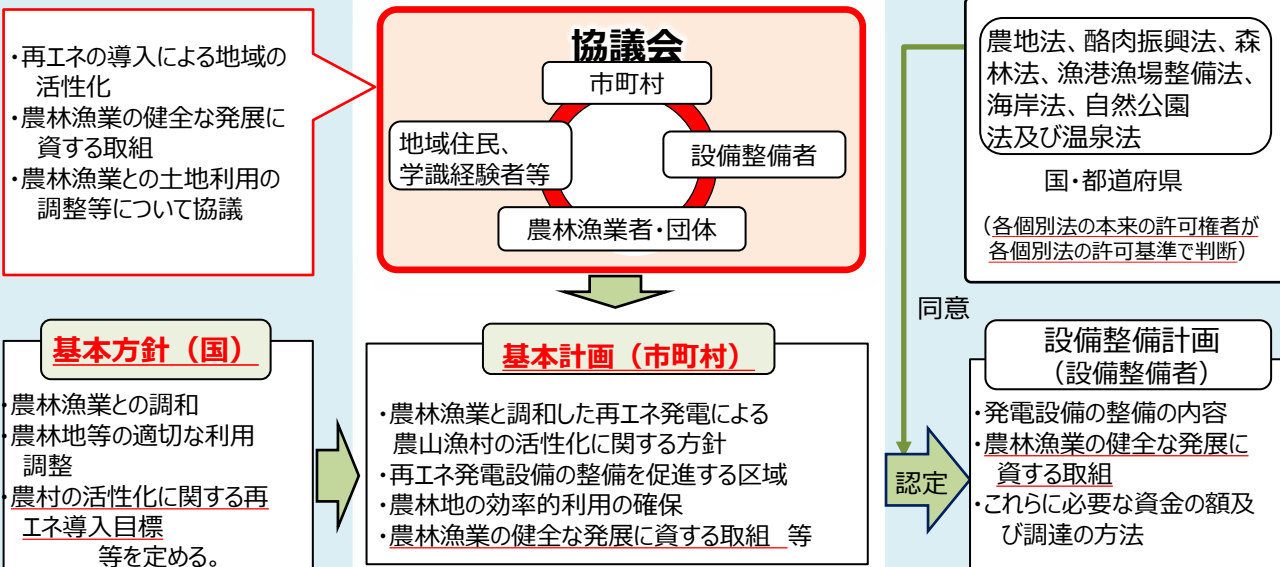
農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 平成25年11月、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が成立。（平成26年5月1日施行）
- 本法律では、市町村が、関係者と協議を行いつつ、再生可能エネルギーの導入に関する計画を作成。
- 食料生産や国土保全等の農山漁村が保有する重要な機能の発揮に支障を来すことがないよう、農林地等の利用を適切に行うとともに、再エネ導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する枠組みを構築。

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



3. 認定された設備整備計画に係る特例措置

- ① 農地法等の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）
- ② 地域資源バイオマス発電設備に係るFIT制度上の出力制御ルールの特典
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等について第1種農地の転用不許可の例外等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

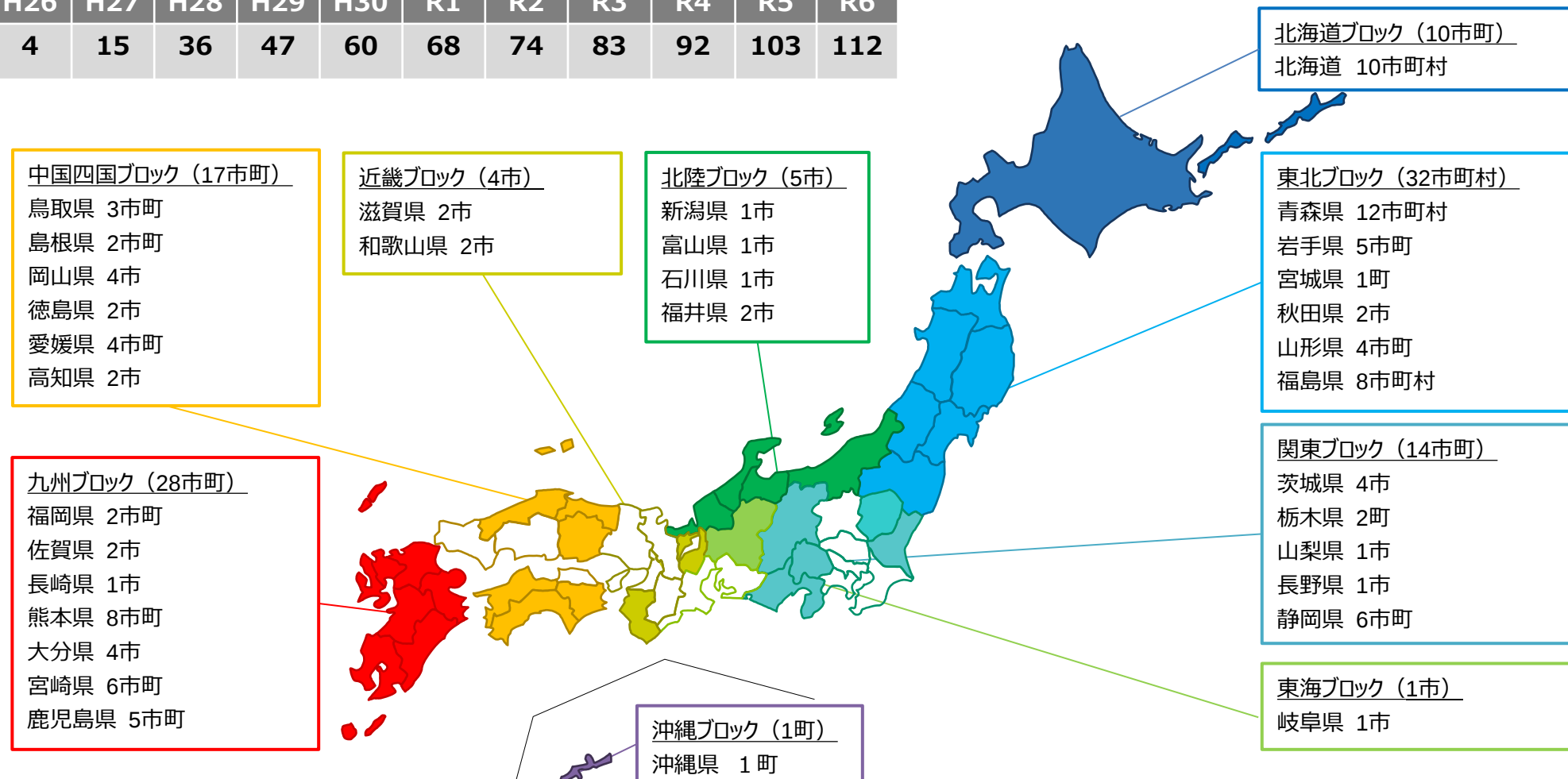
農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、令和6年度末時点で33道県112市町村で作成。
- ブロック別では、東北ブロックで32市町村で最も多く、全国で同計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組が行われている。

各年度の基本計画作成数(累計)

(令和7年3月末現在、農林水産省調べ)

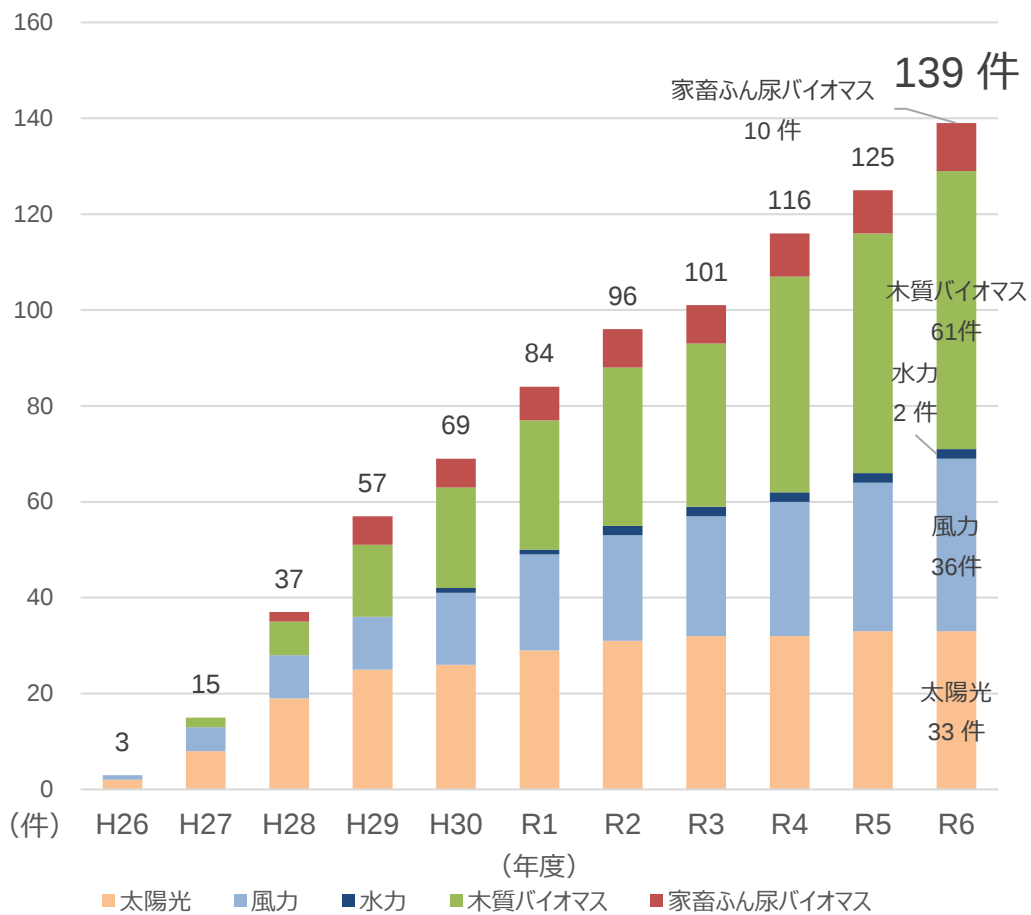
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
4	15	36	47	60	68	74	83	92	103	112



農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（設備整備計画等）

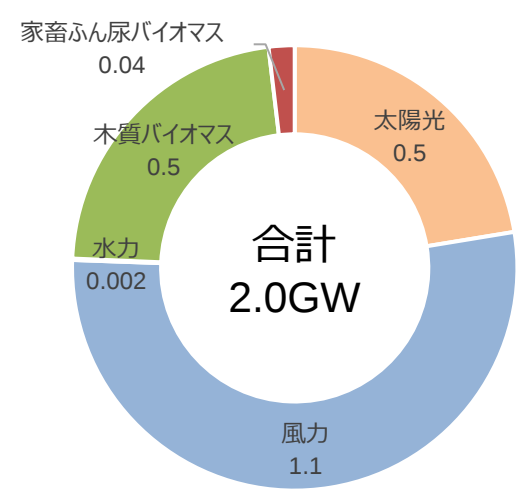
- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、令和6年度末時点で139地区で認定。
- 設備整備計画認定数の内訳をみると、木質バイオマス発電設備が最も多い。
- 設備整備計画の発電出力については、風力発電設備が全体の約 5 割を占めている。

○設備整備計画の認定状況（累計・発電種別）



※1 複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。
※2 令和6年度集計において過年度実績においても一部修正。

○発電出力の内訳(設備整備計画認定分)（GW）



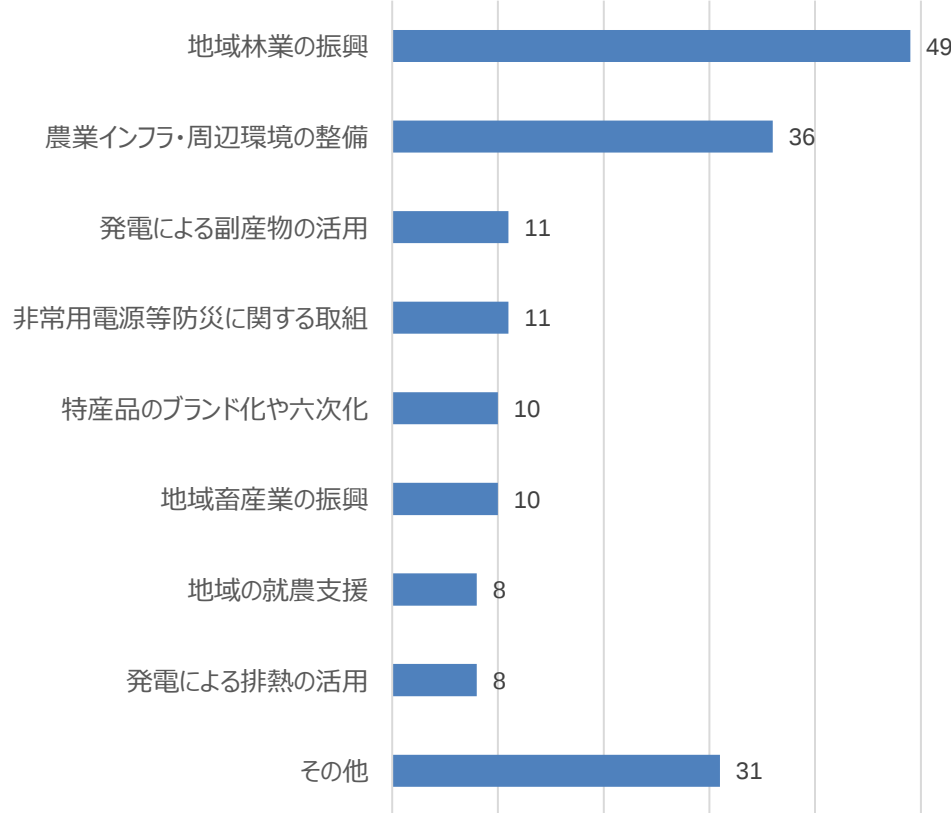
○農地転用不許可の例外の活用状況

	第1種農地の転用がある 認定済整備計画	左記のうち第1種農地の 転用面積
太陽光	21件	312ha
風力	23件	18ha
水力	1件	0.04ha
木質バイオマス	3件	5ha
家畜ふん尿バイオマス	2件	2ha
合計	50件	336ha

農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（農林漁業の健全な発展に資する取組）

- 農山漁村再生可能エネルギー法では、再エネ発電設備の整備と併せて、再エネ発電の利益を地域に還元する「農林漁業の健全な発展に資する取組」を行うこととしている。
- 取組の内訳をみると、地域林業の振興、農業インフラ・周辺環境の整備など、地域主体の農山漁村の活性化に資する様々な取組が行われている。

○農林漁業の健全な発展に資する取組の内訳



令和7年3月末時点 農林水産省調べ

※「農林漁業の健全な発展に資する取組」については複数の取組を計画に定めることが可能なため、設備整備計画認定数と本内訳の合計は一致しない。

【取組事例①】愛媛県内子町（木質バイオマス発電）

- 地元森林組合と調整し、未利用間伐材を長期間安定的に購入、持続的な森林整備の推進を通じて、地元林業、木材産業の活性化に貢献。
- 発電設備から生じた廃熱を民間施設に供給。電気、熱の利用により、再エネ設備のエネルギー変換効率を約75%に高め、再エネを無駄なく活用。廃熱は、民間施設の従来の給湯費より約10%安価な額で契約し、同施設の経費の削減に貢献。
- 木質ペレットの燃料残渣（炭）（600～800kg/日）を土壤改良材として農業法人等に販売。
- 発電所建屋は、町産材（CLT（直交集成板））を積極的に活用し、町の景観まちづくり条例に配慮したデザインを採用。



【取組事例②】青森県野辺地町（風力発電）

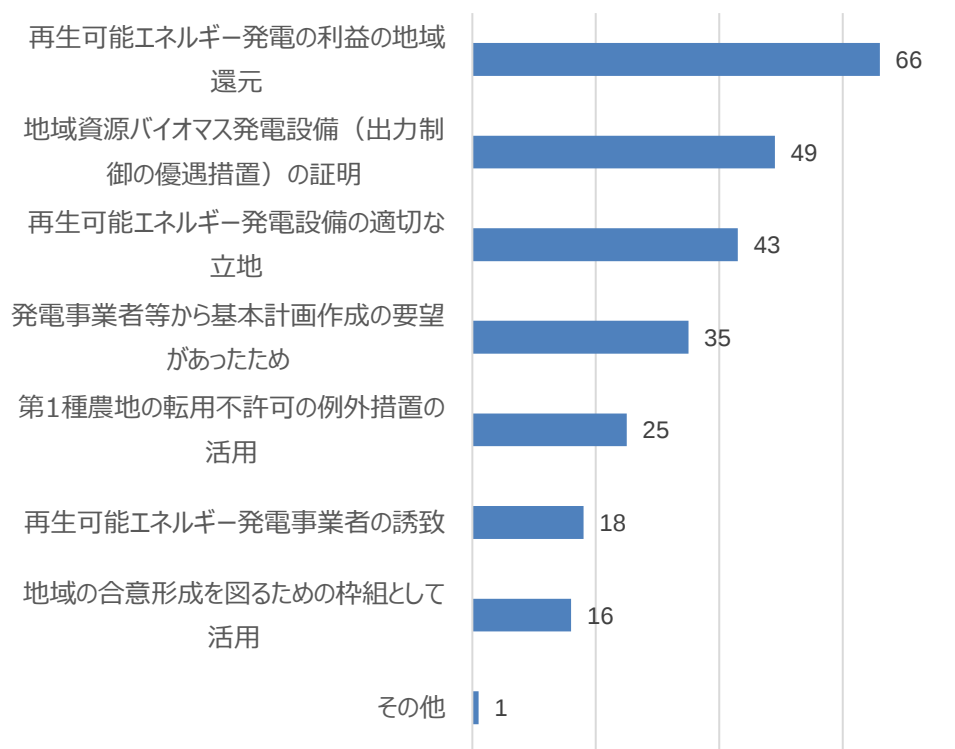
- 発電事業で得た売電収益から概ね1%程度を基金として積み立て、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用。取組については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興を目指す。
- 令和6年度は、特産品であるホタテの養殖に関する支援（漁業者支援、稚貝放流）や、新規就農者の農業機械購入の補助等に活用。



農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（活用理由・設置主体）

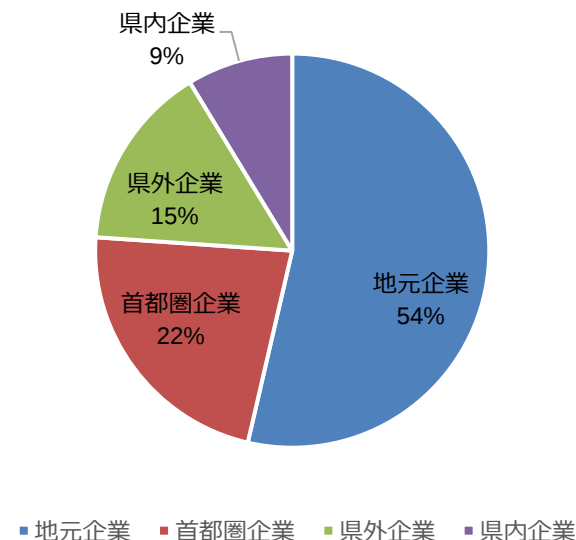
- 農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由として、再生可能エネルギー発電の利益の地域還元や、地域資源バイオマス発電設備の証明などが挙げられる。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、過半数を占めるが、県外企業や首都圏企業も一定数を占めている状況。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由



※複数選択可のため農山漁村再生可能エネルギー法基本計画数と各項目の合計は一致しない。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体



- 注）地元企業：設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。一部公共団体を含む。
- 県内企業：設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。
- 県外企業：設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの（地元企業、県内企業、首都圏企業を除く）。
- 首都圏企業：設置主体の本社所在地が首都圏のもの（地元企業、県内企業を除く）。

農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

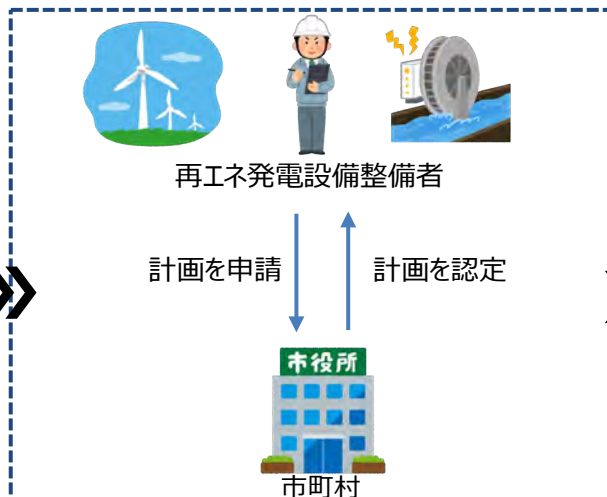
○農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の概要

①市町村は基本計画を作成



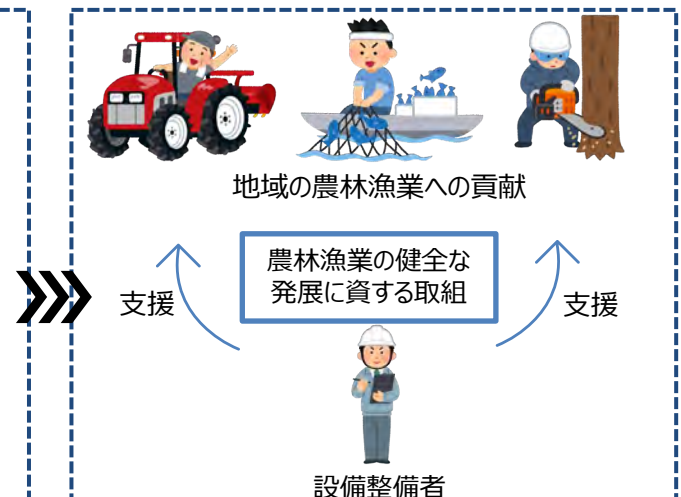
- ・市町村は、協議会を通じて設備整備者・地域住民・学識経験者・農林漁業者等と基本計画の作成について協議
- ・基本計画には、促進区域、農林漁業の健全な発展に資する取組等を明記

②設備整備者は設備整備計画を作成



- ・設備整備者は、設備整備計画を市町村に申請
- ・市町村は、基本計画との適合性等審査した上で設備整備計画を認定
- ・認定後、設備整備者は計画に基づき再エネ発電設備の整備を実施

③農林漁業の健全な発展に資する取組の実施



- 設備整備者は、計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組を実施。
- (取組の例)
- ・地域林業・畜産の振興に向けた取組
 - ・農業インフラ・周辺環境の整備
 - ・漁業者支援・養殖等の補助

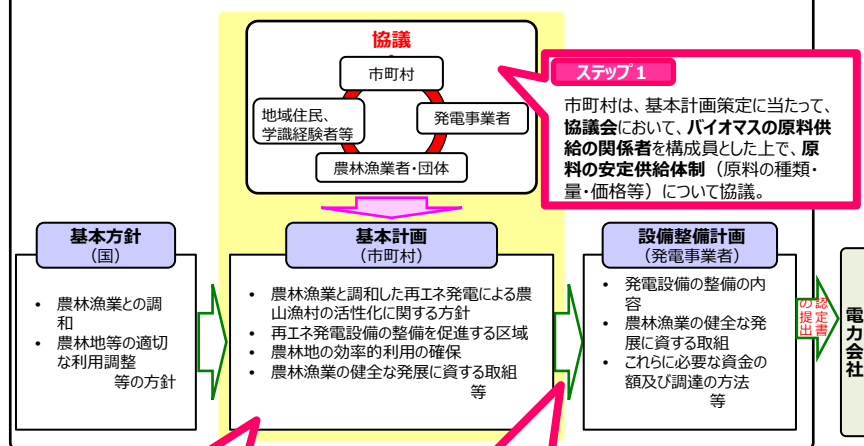
本法に基づき、地域の理解醸成・円滑な合意形成や農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた農山漁村の活性化を推進

(参考) 地域資源バイオマス発電設備について

農山漁村再生可能エネルギー法を活用して バイオマス発電に取り組みませんか

- ◆ 農山漁村再生可能エネルギー法は、地域の未利用の資源を生かした再生可能エネルギー事業による農山漁村の活性化を図るものです。
- ◆ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用してバイオマスの安定供給体制を構築することは、事業の持続性・安定性の向上につながります。
- ◆ 発電事業者は、この法律に基づき、以下の3つのステップを経て市町村の認定を受け、適切にフォローアップを受けることで、固定価格買取制度における「地域資源バイオマス発電」の要件を満たすものとみなされます（詳細は裏面④）。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネ発電の促進に関する計画制度



ステップ2

市町村は「農山漁村の活性化に関する方針」として**地域に存するバイオマス**を主に活用するものを（※）を促進することを記載した基本計画を策定。
※当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを交換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則8割以上確保するもの。

ステップ3

発電事業者は、基本計画に沿って設備整備計画を作成し、申請。市町村は以下の点を確認して認定。
① **地域に存するバイオマス**を主に活用するものとなっていること
② **地域の合意**が図られていること
③ **原料の安定供給体制**が構築されていること

フォローアップ

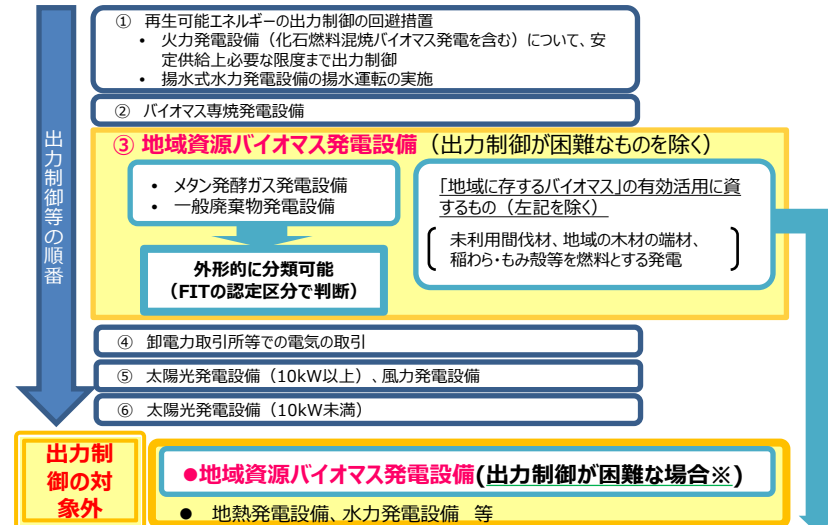
認定後、市町村が、設備整備計画通りに事業が実施されているか、バイオマス比率計算方法書等で確認。
（木質バイオマス発電の場合）
「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の遵守状況を確認。

【留意事項】

- ✓ 地域に存するバイオマスの利用率が8割未満となるなど、認定設備整備計画に従って事業が行われていない場合には、市町村が指導を行い、それでもなお改善が見込まれない場合等には、認定が取り消されることとなります。
- ✓ 既に電力会社と接続契約を行い、運転を開始しているバイオマス発電所も、この法律に基づき、市町村の認定を受けることが可能です。

- ◆ 「**地域資源バイオマス発電設備**」と認められたバイオマス専焼発電設備は、固定価格買取制度における**出力制御ルール上の優遇措置**を受けられます。
- ◆ 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の認定を受けることにより、「**地域資源バイオマス発電設備**」の要件を満たすことができます。

再生可能エネルギーの供給が過剰になったときの出力制御のイメージ



以下の4つの要件を満たすことを電力会社に証明する必要があります！

- ① 地域に存するバイオマスを主に活用すること
- ② 地域の関係者の合意を得ていること
- ③ 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること
- ④ ①～③の要件が満たされていることを事後的に確認できる体制が確立されていること

※接続契約時に電力会社に対し、「**出力制御が困難である**」ことを年間の発電計画や発電設備の仕様等により、
①稼働率が高く、燃料を保管できる発電仕様になっていないこと
②未利用間伐材等を主な燃料としていること等を説明した上で、計画に沿って運転を継続。（詳細については固定価格買取制度：よくある質問を参照ください）

バイオマス発電事業者は、市町村から **農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定**を受け、認定通知書を電力会社に示すことで、**上記の4要件を満たすもの**とみなされます。

詳細については以下もご参照ください

- 出力制御について（経済産業省 固定価格買取制度：よくある質問）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html
- 農山漁村再生可能エネルギー法の活用について（農林水産省）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html>